



Weekly 第95号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース(ダイジェスト版)をお届けします。
今週号は2019(平成31)年2月25日(月)～3月3日(日)までの約1週間です。前週号で掲載できなかったニュースを追補しました。詳細は厚生労働省や各団体のHPなどで確認してください。**赤字は重要ニュース。**
(注) 特集「平成31年度介護報酬改定」(第3回・最終回)を掲載しました。

■第8期介護事業計画めぐる審議スタート 介護保険部会(2月25日)

第75回介護保険部会は次の介護保険制度改正や第8期介護事業計画(2021～23年度)策定などに向けて審議を開始した。厚労省は「高齢化の進展」や2025年以降の「現役世代人口の急減」に対応するため、審議会に5つの検討項目を示し、今冬(12月を想定)までに意見を取りまとめるよう求めた。同省は次の通常国会に介護保険法などの関連法改正案を提出する方針。また同日、委員24人が現行制度に対する所信や意見を述べた。

次回から横断的な議論に入り、サービス別の論点などの審議に移る。具体的には、「原則2割負担」「ケアプラン有料化」「認知症の対応」「介護予防など総合事業の範囲拡大」「元気高齢者の活用」「AIやIoTの活用」などをめぐる論議が展開される見通し。

【5つの検討項目】(注)横断的な検討項目。今後の論議で変更もあり得る。

- ① 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)
- ② 保険者機能の強化(地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化)
- ③ 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
- ④ 認知症「共生」・「予防」の推進
- ⑤ 持続可能な制度の再構築・**介護現場の革新**

■母国語や平易な日本語で 外国人雇用管理指針を改正(2月25日)

労働政策審議会・雇用対策基本問題部会は、4月から始まる特定技能外国人労働者の受入れに備え、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の一部改正案(告示案)を了承した。違約金や保証金を徴収する職業紹介事業者らあっせんを受けないこと、労働条件や社会保険などについて母国語や平易な日本語で説明することなどを盛り込んだ。

■離職率、教育・研修など未達成 介護雇用改善の結果(2月25日)

厚労省は「介護雇用管理改善計画」の実施状況を労働政策審議会・雇用対策基本問題部会に報告した。29年度の介護職員の離職率(目標・全産業との乖離ゼロ)は16.2%で全産業の14.9%

を上回ったが、全産業との乖離は縮小した。小規模または開設3年未満の事業所への相談訪問（全相談訪問件数の50%以上）などは達成できたが、雇用管理者の選任（全事業者の50%以上）45.9%、教育・研修計画の立案（60%以上）55.4%などは達成できなかった。

■外国人労働者の相談事業所を公募 厚労省福祉基盤課（2月25日）

厚労省は4月から始まる特定技能資格（特定技能1号）外国人介護人材受入れに備え、外国人介護職員の相談窓口となる「外国人介護人材相談支援事業所」の公募を始めた。31年度の新規事業。相談・支援のほか、受入施設への巡回訪問や助言を行う。締め切りは3月11日（月）。問い合わせ先 社会・援護局の外国人介護福祉支援係（03-5253-1111 内線2844）

■42社が「セクハラ・パワハラ防止協定」 介護労組が発表（2月26日）

U A ゼンセン日本介護クラフトユニオンは、介護労働者に対する利用者や家族からのセクハラやパワハラを未然に防ぐため、42介護事業者と集団防止協定を締結したと発表した。事業者は対処方針を利用者や家族に説明するほか、被害相談窓口を開設する。

■国民負担率 横ばい 財務省の2019年度試算（2月28日）

財務省は2019年度の国民負担率（国民所得に占める税と社会保障負担の割合）が42.8%で前年度と同率となる一との試算を発表した。国民所得は423.9兆円、税負担率25.4%、社会保障負担17.4%。これに財政赤字5.4%を加えた「潜在的国民負担率」は48.2%で0.2%下がる。

最終回は、2月13日の介護給付費分科会が答申した施設系サービスの基準費用額(食費と居住費)引き上げと、同分科会が了承した「30年度介護報酬改定の効果検証と調査研究調査(2019年度調査)」のポイントです。

■施設系サービスの基準費用額 対象は利用者負担第1～3段階。

「平成29年度介護事業経営実態調査」(28年度収支)と過去分の食費と居住費を比較したり、介護給付費分科会での団体ヒアリングなどを参考にしたりした結果、基準費用額の引き上げを決めた。基準費用額と負担限度額の差額は「特定入所者介護サービス費」(特定給付)として給付される。

【食費(日額)】1,392円(現行1,380円)「調理員等」「材料費等」とも上昇。

低所得者(第1～第3段階)の負担限度額は以下の通り。

負担限度額(日額)

第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円

【居住費(日額)】抜粋 減価償却費や光熱水費に多少のバラツキが見られるが、概ね上昇している。

・多床室特養	855円(840円)
・従来型個室	1,171円(1,150円)
・同 老健など	1,668円(1,640円)
・ユニット型個室的多床室	1,668円(1,640円)
・ ユニット型個室	2,006円(1,970円)

負担限度額(ユニット型個室)

第1段階	820円
第2段階	820円
第3段階	1,310円

■平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(2019年度調査)

介護給付費分科会の下部調査機関である「介護報酬改定検証・研究委員会」が今年9月ごろ実施し、来年3月末までに分科会に報告し、決定する。今年9月ごろ調査を実施、来年3月ごろ結果を評価・決定する。結果は次の介護報酬改定(2021年度改定)の基礎資料となる。調査は7項目。**※特養が調査対象になる項目。**

①介護保険サービスの質の評価 通所介護をアウトカム評価する新設の「ADL維持等加算」

の課題や改善点を検討する。

②機能訓練の状況等※「生活機能向上連携加算」、追加された一定経験のある「はり師」と「きゅう師」の効果などを調査。

③介護ロボットの効果検証※ 介護ロボットの安全性、負担軽減などを調査。

④訪問看護サービスと看護小規模多機能型居宅サービスの提供 改定による影響や課題、利用者の状態を調査。

⑤福祉用具価格の適正化 30年10月以降、価格の上限設定の影響を調査。

⑥定期巡回・随時対応型訪問看護介護のオペレーター兼務要件など オペレーター兼務の要件緩和の影響を調査。

⑦医療提供を目的とした介護保険施設のサービス提供の実態等 介護医療院の状況、老健の在宅復帰・在宅療養支援機能の実情などを調査。